

令和5年度における免許関係事務及び講習に係る委託先の公募について

自動車運転免許に係る免許関係事務のうち仮運転免許事務及び講習(取得時講習、臨時高齢者講習)について、令和5年度の委託先を公募します。

令和5年1月10日

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長

記

1 委託業務の種類

(1) 免許関係事務

ア 仮運転免許事務

(ア) 仮運転免許試験に係る補助業務(運転免許試験の結果の判定に係る事務を除く。)

(イ) 仮運転免許証の作成及び交付に係る事務

(2) 講習

ア 取得時講習

(ア) 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る取得時講習

(イ) 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る取得時講習

(ウ) 原付免許に係る取得時講習

(エ) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る取得時講習

(オ) 応急救護処置講習

イ 臨時高齢者講習

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託業務場所

受託者の施設

4 委託要件

(1) 業務所在地

施設及び事務所を本県に有すること。

(2) 人員設備等

ア 仮運転免許事務

委託することができる者は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

イ 講習

(ア) 取得時講習

a 委託することができる者は、道路における交通の安全に寄与することを目的

とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

- b 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転シミュレーター(四輪及び二輪)、その他の設備を確保していること。
- c 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
- d 応急救護処置講習の委託については、前記 a の他、講習を行うために必要な建物、模擬人体装置、その他の設備を確保していること。

(イ) 臨時高齢者講習

- a 委託することができる者は、取得時講習を委託できる者と同様とする。
- b 高齢者講習に係る講習指導員が2人以上置かれていること。
- c 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材、運転シミュレーター(四輪)、その他の設備を確保していること。
- d 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。

5 申請手続

(1) 提出書類

- ア 下記(2)(4)により配布する「仮運転免許事務及び講習の受託希望申請書」
- イ 役員等一覧表(別添のもの)
- ウ 備付け自動車等一覧表

※ 各業務における令和4年度の受託者が、令和5年度も継続して受託を希望する場合で、その内容に変更がないときは、下記書類の提出を不要とする。

- エ 各講習に使用する車両の自動車保険契約書の写し(令和4年度から継続して受託希望する法人の場合は、自動車保険会社が作成する各車両毎の補償内容が確認できる一覧表等の提出でもよいこととする。)
- オ 登記事項証明書
- カ 委託業務を行うのに必要な建物、コース等の概要
- キ 教材等一覧表及び運転適性検査器材等の設置状況
- ク 高齢者講習指導員名簿(これまで受託したことがない新規法人の場合は、次の書類を添付すること。)

(ア) 講習指導員の自動車運転免許証の写し

(イ) 運転適性検査指導者資格者証又は公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、その技能、知識及び経験を有する者と確認できる証明書類の写し

(ウ) 普通自動車に係る教習指導員資格者証又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した修了証書の写し若しくは公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、その技能、知識及び経験を有する者と確認できる証明書類の写し

(エ) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格したことを証明する書類(令和4年5月13日以前に合格した者の場合は、加えて運転技能検査員養成講習を受けたことを証明する書類も提出するこ

と。)又は自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。)のいずれかの修了証書の写し(令和4年3月31日以前に研修を終えた者の場合は、加えて運転技能検査員養成講習を受けたことを証明する書類も提出すること。)

(2) 申請書の配布日時

令和5年1月16日(月)から同年1月27日(金)(土、日、国民の祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請受付日時

令和5年1月30日(月)から同年2月10日(金)(土、日、国民の祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 申請書の配布場所、受付場所及び本件に関する問い合わせ先

〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4
青森県警察本部交通部運転免許課 試験・教習所係
代表電話 017-782-0081

6 その他

仮運転免許事務及び講習を受託するには、別に青森県公安委員会の認定が必要となります。

詳細は、青森県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

